

# 今回の見直しで適用される新たな植物検疫措置

(参考2)

## 1. 輸入の禁止

- ・ チチュウカイミバエが発生している地域からのブルーベリー等すのき(こけもも)属植物
- ・ ミカンコミバエ種群が発生している地域からのカシューナッツの生果実(カシューアップル)
- ・ その他、ウリミバエ、ジャガイモシストセンチュウ、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、ジャガイモがんしゅ病菌、火傷病菌及びカンキツグリーンング病菌の発生地域の見直し

## 2. 輸出国に対する要求: 栽培地検査の実施

- ・ サドンオークデス病原菌(2種の糸状菌)が発生している地域からの寄主植物(栽植用植物)
- ・ プラムポックスウイルスが発生している地域からの寄主植物(栽植用植物)
- ・ ポテトスピンドルチューバーウィロイドが発生している地域からのトマト及びばれいしょの種子・栽植用植物
- ・ その他、コロンビアネコブセンチュウ、テンサイシストセンチュウ、バナナネモグリセンチュウ、スイカ果実汚斑細菌病菌、ソラメステインウイルス及びソラメトウルモザイクウイルスの発生地域の見直し

## 3. 輸出国に対する要求: 熱処理の実施

- ・ サドンオークデス病原菌(2種の糸状菌)が発生している地域からの寄主植物に由来する植込み資材・土壌被覆資材

## 4. 輸出国に対する要求: 遺伝子診断の実施

- ・ ポテトスピンドルチューバーウィロイドが発生している地域からの寄主植物(トマト、ばれいしょを除く栽植用植物)